

## 重点政策

1. 「弁理士絆プロジェクト」の実行
2. 企業の知財活用を支援
3. 知財普及活動の強化及び弁理士の知名度の向上
4. あるべき弁理士法改正の実現
5. 弁理士の業務基盤強化
6. 地域知財の活性化
7. 日本弁理士会の組織改革

令和2年度は前年度から引き続き、平成の時代に整備されたインフラを生かし、令和の時代における「新時代の知財立国を切り拓こう！」をスローガンに掲げて活動しました。

第四次産業革命ともいわれ、AI、IoT、ビッグデータ活用等の技術の加速度的進歩により世の中が目に見える形で劇的に変化し、多くのイノベーションが生まれてきています。知財の専門家である弁理士にとって活躍すべき時でもあります。大きな変革期であるゆえに、我々の役割にも変化が求められています。すなわち、弁理士も専権業務のみを行っているだけではならず、外部と連携して大きな知財の潮流を起こすことが求められ、弁理士が積極的に外に繰り出し、外部との“絆”を深めて、その使命を果たすことが求められているのです。

また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症によって多大な影響を受けた年でもありました。上記の視野に立ち、弁理士が夢と希望をもって活躍できる環境を整備し、ひいては弁理士の活躍により新時代の知財立国を切り拓くべく、連携強化を図る「弁理士絆プロジェクト」を中心に、以下の施策を実施しました。

## 1. 「弁理士絆プロジェクト」の実行

### (1) 金融機関との絆

経営資源としての知財の重要性を金融機関から中小企業へ説いていただくことで、中小企業の知財取得意欲の増進を図るために、前年度に全国の地銀・第二地銀・信用金庫・信用組合を対象にアンケートを実施しました。アンケートの結果、186機関から関心ありとの回答をいただいたため、このアンケートに基づいて令和2年度も金融機関向けセミナーを継続すること、金融機関と協定を締結すること等、地域会が絆を維持するための仕組みを構築すべく、以下の活動を行いました。

- ・ 令和2年度の上半期は新型コロナウイルス感染症の影響のため、セミナーを開催することができませんでした。
- ・ 下半期はウェブによるセミナーを6件実施しました。なお、これに先立ち金融機関に個別に問い合わせたところ、リアルでのセミナーは無論のこと、ウェブによるセミナーも本年は控えるという回答が多かったため、短時間のYouTubeコンテンツを作成し、金融機関に提供する事業を行いました。具体的に3か所の金融機関にコンテンツを提供しました。
- ・ 令和2年度は金融機関 WG の事業を次年度に承継するための第1部会と、YouTubeコンテンツを作成する第2部会に分けました。
- ・ 第1部会で次年度以降の事業継承について各地域会にアンケートをとったところ、関西会と中国会以外はおおむね事業継続するとの回答を得たため、その方向で準備しつつあります。関西会と中国会については、この2年間でアクションを起こした金融機関についてのみ次年度以降もフォローしていく予定です。
- ・ 第2部会では、知財制度を銀行員やユーザ企業にもわかりやすく解説した複数の動画を数分にまとめ、YouTube などを利用して次年度も一定期間配信する準備を続けました。

## (2) 他士業との絆

他士業との連携に伴う相乗効果によって、弁理士だけでは提供できない、企業支援のスキームの検討・実行を促進させるため、会員に他士業と交流・連携する機会を引き続き提供することを目指して、下記を実施しました。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、ウェブ形式 (Zoom 及び spatial.chat) で、11月24日(火)に弁護士、12月10日(木)に公認会計士、1月20日(水)に行政書士、3月3日(水)に中小企業診断士との士業交流会を開催しました。

## (3) 企業との絆

企業関連団体における知財活用マインドの向上を図るために、前年度は、日本知的財産協会 (JIPA)、日本規格協会 (JSA) との意見交換を開催しました。令和2年度も引き続き、商工会議所等の中小企業関連団体との間で意見交換会を行うことを企画・開催し、協力関係の構築を目指すこととし、下記を実施しました。

- ・ 新設した 絆特命 WG にて、次の活動を実施しました。
  - ① 10月22日、令和2年度よろず支援拠点全国研修会にて弁理士業務を紹介
  - ② 各地のよろず支援拠点との連携関係を構築すべく、22か所を訪問
  - ③ 12月7日、中小企業大学校でウェブオンラインセミナーを実施
  - ④ 9月24日、10月9日、10月15日に補助金・助成金情報、ミラサポ Plus の情報を収集し、会員へ情報発信
  - ⑤ 中小企業庁の職員を講師にした会員研修の開催
    - 11月11日 補助金・助成金制度に関する研修
    - 2月15日 知財取引ガイドライン、契約書等に関する研修
  - ⑥ 日本商工会議所を通じて、各商工会議所に知財相談窓口の情報を発信
  - ⑦ 11月13日、商工会議所会頭向け日本弁理士会事業紹介動画の収録及び配信
  - ⑧ 3月25日、日本知的財産協会との首脳同士の交流会

## (4) アカデミア等との絆

オープンイノベーション支援の一環として、技術等のマッチングの場に会員が関与するための支援を行うため、下記を実施しました。

- ・ 予定では大学技術移転協議会 UNITT と連携して、上半期は大学に対してバイオや AI 等の先端技術分野に強い弁理士による研修、その後、各弁理士と大学とのマッチングを行う計画を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修ができなくなり、その後の対面的なマッチング活動も断念しました。この為、関係団体連携促進 WG では、UNITT の依頼に基づき、全会員に向けて大学のバイオや AI 等の先端技術分野への対応可能性を問うアンケートを実施しました。その結果を UNITT に提供しており、バイオや AI 等の先端技術分野の対応が可能な会員と UNITT 会員である大学の要望があればマッチングを行う予定です。

## (5) 弁理士同士の絆

前年度設立した「知財プレゼンス向上委員会」において、企業弁理士をはじめとする事

事務所外弁理士と、事務所弁理士との連携を強化して Win-Win の関係を構築できる仲間意識を醸成すると共に、企業及び社会における知財のプレゼンスを向上させるための方策を検討すべく、下記を実施しました。

- ・ 知財プレゼンス向上委員会では、事務所所属弁理士と企業・アカデミア等所属の事務所外弁理士とが半数ずつ参加し、双方の立場から知財のプレゼンスを向上させる施策を検討しました。
- ・ 令和2年度は「知財教育関連施策」「資金・保険関連施策」「マッチング関連施策」をそれぞれ検討するとともに、6月に経済産業省・文部科学省から発行された「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】」をもとに、経産省・文科省などと共同し、12月21日にウェビナーとして「知財プレゼンス向上に向けた課題と処方箋―「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】(6月30日発行)」を中心に―」を開催し、産学官連携における知財及び弁理士のプレゼンスの向上について検討しました。2月18日には、会長並びに経産省担当者ご出席のもと、上記施策の報告会を実施しました。
- ・ 事務所の事業承継や提携については、12月8日に税理士を招いて事業承継セミナーを開催しました。1月15日には、オンラインマッチングセミナーの第1回を、ウェブ形式 (Zoom) にて開催しました。

## 2. 企業の知財活用支援

### (1) 知財経営コンサル事業 ～弁理士知財キャラバン Ver. 2～

前年度からの弁理士知財キャラバン Ver.2 を継続し、その成果を公開可能な事例として会員に提供すべく、下記を実施しました。

- ・ キャラバンの支援先を増やすため、積極的にキャラバン事業の周知を行いました。
- ・ 特許庁を通じた特許庁のスタートアップ支援事業「IPAS」落選企業への周知、商工会議所の経営指導員に対するセミナー、中小企業大学校のセミナー等を通じての周知、地方銀行・信用金庫・信用組合等の金融機関を通じた周知等を行いました。

この活動の結果、支援申請を大きく増やすことができました(14件)。

また、成果報告も IPAS の成果事例集と同程度の内容でとりまとめ、支援済みの成果分を電子フォーラムに掲載しました。

### (2) ビジネスプランコンテストの開催

中小企業・スタートアップからビジネスプランを募るビジネスプランコンテストの開催を企画し、知的財産経営センターのこれまでのノウハウを駆使して下記を実施しました。

- ・ ビジネスプランコンテストを募集したところ40件の応募があり、応募書類の書類審査(第一次審査)後、9件に絞りました。これら9件について、プレゼン審査(第二次審査)の上、各賞の受賞者 3 件を決定し、2月26日にオンラインで表彰式を開催し、日本弁理士会のホームページに掲載しております。

### (3) 中小企業の事業の承継・売却の支援

技術はあるが知財管理ができておらず、技術移転が難しい状況にある中小企業の事業の承継・売却を知財面から支援するメニューの開発を検討するために、下記を実施しました。

- ・ 現在、知的財産経営センターの価値評価事業部において、中小企業の事業の承継
- ・ 売却を知財面から支援するメニューの開発を行っており、令和2年度にその骨格が完成しました。次年度、開発した内容をもとに企業に対してトライアルを行い、その後の検証を経て会員に発表する予定です。

### (4) 補助金コンサル業務の支援

保険の普及により中小企業の係争に取り組む意欲を高め、訴訟やそれに伴う相談業務の増加を図るため、下記を実施しました。

12月に、国内知財訴訟費用保険を補助金にさせていただきたい旨を記載した絆特命WGからの要望書を中小企業庁に提出しました。

## 3. 知財普及活動の強化及び弁理士知名度の向上

### (1) 広報戦略の継続

平成30年度から実施している「短中期的な広報戦略の策定」に基づく広報活動を継続するとともに、広報のトレンドを広報センター員や担当事務局が体得できるように、外部の研修などを受講できる環境を構築すべく、下記を実施しました。

- ・ 広報戦略事業については、株式会社 DLE と共同で、日本弁理士会オリジナルキャラクター「発明王ニバンセンジ」を制作し、11月より全5話の YouTube 動画を配信しました。6本の動画の合計再生回数は183万回を超えています。
- ・ 研修については、広報センター運営委員18名に株式会社宣伝会議が開催する教育講座を受講していただきました。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、オンデマンド配信又はライブ配信の講座を前提として選択しました。受講者には報告書を提出していただき、広報センターとして、会員、あるいは一般への適切な情報提供・広告手段に関するノウハウの蓄積とフィードバックを行いました。

### (2) 児童向職業体験施設における事業の実施

令和2年7月1日の「弁理士の日」を含む1週間、児童向職業体験施設においてアクティビティを展開し、児童に向けた弁理士の仕事を体験可能な機会を提供することを企画し、下記を実施しました。

- ・ キッザニア東京にて、弁理士の職業体験
  - ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、7月1日を含む週での開催は延期しました。
  - ② 3月19日から25日の1週間、豊洲にあるキッザニア東京にて、弁理士の職業体験アクティビティを開催しました。児童に特許明細書の作成から特許証を得るまでを体験し、弁理士という職業を理解してもらう内容としています。

### (3) 国際会議への参加

昨年度はワシントン DC で開催された IPO に特許庁と協力してブースを出展し、セミナーも行いました。本年度も引き続き、日本弁理士会の対外的プレゼンスを高めるために、国際会議に参加することとし、新型コロナウイルス感染症の影響により、ウェブ会議で参加することも想定しました。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、IPO 等の国際会議も軒並みオンライン開催に変更されたため、実際にブースに出展する機会はありませんでした。

令和2年5月27日に開催された、第29回 NGO Coordination Meeting を始めとして、令和3年3月10日に初参加した SACEPO Working Party on e-Patent Process まで、合計29件の国際会議が web 参加しました。

## 4. あるべき弁理士法改正の実現

### (1) 弁理士法改正

前年度の第2回臨時総会で弁理士法改正の方向を決議し、それに基づいて次期弁理士法改正に向けた活動を行いました。

- ・ 10月30日に開催された第15回弁理士制度小委員会にて、平成26年改正及び30年改正を踏まえた、当会の取組をプレゼンテーションしました。
- ・ 11月25日に開催された第16回弁理士制度小委員会にて、中小企業への対応に係る、当会のこれまでの取組及び今後の取組予定、並びに、農水分野への対応に係る、当会のこれまでの取組及び今後の取組予定をプレゼンテーションしました。
- ・ 12月21日に開催された第17回弁理士制度小委員会にて、一人法人制度、及び法人名称を弁理士法人とすることについて、プレゼンテーションをしました。
- ・ パブリックコメント募集期間を終え、2月8日に報告書「弁理士制度の見直しの方向性について」が公表されました。

### (2) その他の法改正

さらに、中央知的財産研究所において、「超スマート社会に適合する知的財産保護の制度のあり方」、「日本商標法の未来のための方策検討」、「知的財産と経済＝知的財産競争とイノベーション＝」のテーマで研究しており、研究テーマごとに、法改正への提言に資するような意見を取りまとめて、これらを蓄積していき、情報源として利用できる形にしていきます。

## 5. 弁理士の業務基盤強化

### (1) 事務所インフラの効率化及び働き方改革への対応

経営基盤強化委員会では、期限管理ソフトについてはすでに多くの事務所で導入されていますが、昨今、テレワーク機器、グループウェア、チャットツール、補助金サイト等といったITツール等が多数存在しています。これらを特許事務所の業務の性格に合わせて、効率的に活用するための導入方法・事例について紹介することを検討し、下記を実施し

ました。

- ・ オンラインで行う相談業務等に関するガイドラインを作成し、電子フォーラムで公表しました。
- ・ 「会員のウェブ会議システム、メッセージアプリ、グループウェアの利用状況」に関するアンケートを行いました。また、RPA(Robotic Process Automation)を導入している会員に対し、ヒアリングを実施しました。調査結果は電子フォーラムで公開しています。

## (2) 「標準」関連業務及び「データ」関連業務の開拓

直近の弁理士法改正によって標榜業務に追加された「標準」関連業務及び「データ」関連業務を弁理士の業務として普及させるための方策を検討し、下記を実施しました。

- ・ 日本規格協会(JSA)と日本品質保証機構(JQA)に対する協業が進行中です。  
日本生産性本部と経営品質協議会については、ローカルベンチマーク、経営デザインシート及びバランススコアカードについての研修を行っていただくことで合意し、あとは実行のみです。
- ・ サービスデザイン推進協議会等との協業事業は、電通の問題があったことから停止中です。実質的には中止状態で、再開の見込みはありません。
- ・ 日本規格協会(JSA)との間で「知財認証制度」の開始に向けて動き始めました。
- ・ 日本品質保証機構(JQA)に対する協業は引き続き進行中です。

## (3) アジアツアーの企画

前年度は、北京を中心に回る第1回アジアツアーを開催し、現地事務所や特許庁・裁判所の訪問、セミナー、レセプション等を実施し、参加会員から好評を得ました。

会長が同行することで、現地の重要人物との面会や、普段視察できない施設を見学することができました。令和2年度は深圳を中心に回るアジアツアーを企画していました。

- ・ 前年度好評を博したためか、国際活動センターにプロジェクトチームを設置し可能な範囲での開催を模索していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況下で一般会員を帯同することのリスクと考慮し、実施の中止を決定しました。

## (4) 英文実務能力の向上

現行のグローバル人材育成研修とは別に、英文の実務能力を向上させるための研修「(1)英語にしやすい日本語をどう書くか、(2)パラグラフの立て方、(3)英訳の問題点の指摘の3回シリーズの研修」を実施する予定でした。

- ・ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、上半期は一部を除き大半の集合型の研修が停止しており、演習型の本研修も同理由により中止となりました。

なお、研修所ではウェブ研修で単位認定ができる種々の方策を検討しました。令和2年度は3月から単位付与ができるウェブ研修を開始することになり、3月9日に初回を実施しました。

## (5) 英文ホームページの充実

前年度にリニューアルした英文ホームページを充実させ、会員が活用できる情報を国外に対してタイムリーに引き続き発信すべく、下記を実施しました。

国際活動センターの日本情報発信部により、日本弁理士会英文ウェブサイトにも各種新規コンテンツを提供しました。また、国際活動センターで各種 SNS(「Instagram」、LinkedIn、Twitter)のアカウントを運用し、タイムリーな情報発信を行いました。

## 6. 地域知財の活性化

### (1) 本会と地域会との連携強化

地域会活動の機動力強化のためには本会と地域会との連携強化を図る必要があるため、各地域会担当の副会長が、相互に意思疎通を図る機会を増やすべく、下記を実施しました。

- ・ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、上半期は地域会と意見公開をする機会が殆どありませんでした。
- ・ 一方、下半期にはハイブリッドの形式で、日本弁理士会事務所を拠点として12月4日、半日ながら地域会サミットを開催しました。テーマは意匠、会計、非弁行為及び役員選挙に関して意見交換を行いました。  
弁理士会館に参集された方とウェブで参加された方はそれぞれ20人強で、合計40数人の方が上記テーマについて熱い議論を交わされました。

### (2) 巡回特許庁との連携

前年度(10ヶ所開催)に引き続き、巡回特許庁とのコラボセミナーを継続すべく、下記を実施しました。

- ・ 本年度は9月24日の KANSAI(大阪)を皮切りに8か所での開催が予定されておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により6か所での開催に終わりました。
- ・ 令和3年に入ってからはいずれの会場でも三密を避けるなどの感染防止対策を施し、来場者数は激減すると思われましたが、前年度と比べて微減程度で、思ったほどの落ち込みにはなりませんでした。各地域会で集客に腐心していただいた賜物と感謝しております。
- ・ 日本弁理士会としては特許庁主催のセッションに参加する、日本弁理士会独自のセッションを開催しました。

### (3) 地域会会員の活動支援

地域会における会務活動を容易にすべく、会務により自動車の利用が生じた際の例規の整備や経費精算条件の検討を行うために、下記を実施しました。

- ・ 国内旅費及び日当規程(内規第32号)及び運用指針の改定案を作成しました。車賃(ガソリン代、タクシー代、レンタカー代等)と駐車場代も精算可能な例規改正を行いました。



#### (4) 福島プロジェクト

前年度に福島プロジェクトで行われた知財塾等の施策を継続し、福島で実施した知財塾等の施策を他の地域会に展開することを検討するために、下記を実施しました。

- ・ 令和2年度も前年度に引き続き、「JPAA 知財塾」を実施するグループと、「課題解決型マッチングサービス」を提供するグループとに分けて事業を展開しました。
- ・ 「JPAA 知財塾」を2クール行う予定でしたが、緊急事態宣言が発令された関係で1クールの実施は断念しました。
- ・ 「課題解決型マッチングサービス」については、2件マッチング相手候補を紹介し、面談に至った。
- ・ 3月30日に日本弁理士会と福島市、白河市がそれぞれ支援協定を締結しました。

## 7. 日本弁理士会の組織改革

### (1) 東京倶楽部ビル14階・弁理士会館の拡張・整備

東京倶楽部ビル14階の他のテナント退去に伴い、増床を実施することで役員室の拡充及び事務職員の執務スペースの東京倶楽部ビル14階への集約を行いました。

また、会館整備構想WGを設置し、事務局退去による弁理士会館2階空きスペースの活用につき検討し、弁理士会館2階空きスペースをオンライン会議対応会議室に改修するとともに、弁理士会館地下1階C会議室にオンライン配信を可能とするスタジオ設備を設置しました。

### (2) 会長室への政策担当室員・棚卸ルール検討担当室員の登用

日本弁理士会が解決すべき課題をタイムリーに抽出し解決するために、政策担当室員を前年度に引き続き登用するとともに、後述の棚卸ルールを策定するために、直近の役員経験者を棚卸ルール検討担当室員として登用すべく、下記を実施しました。

- ・ 政策担当室員として、副会長経験者を室員に登用し、棚卸ルールを策定するために、前年度の副会長経験者を室員に登用しました。

### (3) 会長室への高度専門人材の登用

次年度会務検討委員会での事業計画に基づく予算策定にあたり、一昨年度より2名の財務担当の会長室員に登用しています。そのうちの1名について、上記の積立金や後述する交通費の精算のあり方に対する検討、昨年度末の新型コロナウイルスに伴う会務の延期に伴う費用処理などについて、役員会及び次年度会務検討委員会を補佐する財務担当の会長室員として通年で配置すること、日本弁理士会の情報基盤・IT化の整備について専門的な知識をもって検討できる人材をIT担当専門員として登用し、会長室に配置すべく、下記を実施しました。

- ・ 財務担当室員として、前年度の副会長経験者を室員に通年で登用し、デジタルトランスフォーメーションを進めるために、IT担当の室員に登用しました。

#### (4) 中長期課題を踏まえた将来の弁理士像の予測及びアクションプランの検討

将来の弁理士像、弁理士としての知見を活かして活躍できる新たな分野を検討しました。検討結果を踏まえた幾つかのビジネスモデルの試案を作成するとともに、日本弁理士会として支援すべき方策の試案をまとめました。

#### (5) 交通費精算システムの刷新

新しい交通費精算システムの導入を目指します。具体的には、会員が会務で立て替えた交通費の精算ができ、事務局の負担を軽減できるシステム導入の検討、また上記「6(3)」で述べた精算への対応が可能なシステム導入の検討を行うべく、下記を実施しました。

- ・ 既存のパッケージシステムを導入するか、あるいは独自のオンプレのシステムを開発するか否かを検討するため、各社から見積を取り寄せ、各社のパッケージシステムのモニターを進めておりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、日本弁理士会の旅費交通費が激減したことから、令和2年度の導入は中止し、将来の導入に備え、検討結果を記載した報告書を作成しました。

#### (6) Web会議システムの利用推進

会務運営の効率化と交通費の削減のために、委員会等でのウェブ会議システムの利用を積極的に推進すること、特に、新型コロナウイルス感染症の影響や、東京オリンピック・パラリンピック開催期間中に対応できるよう会務活動における「テレワーク」の普及を目指して下記を実施しました。

- ・ 令和2年度はじめ以来、すべての会議がウェブ会議システムを利用したものとなりましたが、その前、ウェブ会議システムを行う専用端末及びアカウントの整備、弁理士会館及び東京倶楽部ビルにおけるインターネット回線及び関係機器の刷新などを進めました。

#### (7) ITツールの活用による会務運営の効率化

上記(6)のWeb会議システムに加え、昨今企業内で普及しているチャットツールを一部の委員会で導入すること、さらには、人工知能を利用した議事録自動生成システムによる議事録作成を試行すべく、下記を実施しました。

- ・ 情報企画委員会では、令和2年度はじめよりチャットツール「Slack」を導入し、グループメールをほぼ用いずに、委員会内のコミュニケーションを行っております。また、同委員会にて「Slack」以外でも「Chatwork」「LINE WORKS」「Microsoft Teams」などのチャットツールを試用し、年度末に会務利用に適したツールについての答申をまとめました。
- ・ 議事録作成システムについては、同委員会にて「Microsoft Azure」「Amazon Transcribe」「Rimo」など複数のツールを試用しました。また、12月4日の地域会サミットの議事録を上記複数のツールで自動生成し、その結果を検討しました。結果的には、上記ツールのいずれも会務での使用に耐えられないとの判断に至りましたが、この分野における技術の進歩が著しいことから、引き続き効率的な会務運営に資するツールの探索を続けていくつもりです。

## (8) 事業の棚卸のルール化

前年度は、新規事業や一定額以上の予算の増額を伴う事業について、目的と評価方法を記載した予算要求書の提出を求めました。令和2年度は、予算要求書の記載に加えて、事業の性格や経緯を踏まえ、棚卸の優先度の高い事業から、継続や改廃について判断するためのルールを作成すべく、下記を実施しました。

- ・ 9月23日付で「事業の棚卸ルールの策定」についての中間報告書を提出していただきました。これを受け、10月に各附属機関に報告書の記載要領についてのお願いを報告書のサンプルとともに送付しました。12月に棚卸ルール案についての提案を記載した報告書を提出していただきました。

## 8. その他

### (1) 新型コロナウイルス感染症及びコロナ不況への対応

前年度は、新型コロナウイルス感染症に対応するための機関として、災害対策本部を立ち上げました。さらに令和2年度は、コロナ不況対応検討WGを立ち上げ、コロナ不況を乗り越えるために必要な施策を検討し、下記を実行しました。

- ・ 新型コロナウイルス感染症による特許事務所の活動への影響等に関するアンケートの実施  
7月にアンケートを行い、9月9日付けで報告書を提出していただきました。同報告書を受け、電子フォーラムのトップページ下に新型コロナウイルス関連施策等情報を取りまとめたページを設け、特許事務所で利用可能な融資等の情報、国内外の特許庁のCOVID-19関連情報、特許事務所で感染が疑われる場合の対処フロー例を公開しました。また、委任状の押印の廃止など、ペーパーレスを促進して欲しい旨の要望を特許制度運用協議委員会から特許庁に提出しました。
- ・ オンライン研修の単位認定  
単位付きオンライン研修を認めてもらうことについて特許庁と調整した結果、3月からオンライン研修についても単位認定が認められるようになりました。
- ・ パテント誌の電子化について  
また、パテント誌の電子化について広報センターに検討いただいた結果、電子化を進めるべきとの答申書が提出されました。
- ・ オンラインで行う相談業務等に関するガイドラインを作成し、会員に周知しました。
- ・ 出願支援制度を拡充  
10月16日より、これまでの出願支援制度を拡充し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により収入・売上が減少した事業者を支援するための制度を新たに開始しました。現在までに、22件の支援を実施しております。

### (2) 東京オリンピック及びパラリンピックへの対応

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催にあたり、オリンピック・パラリンピックの知的財産に関わる事項の調査及び研究を行うと共に、対外的窓口を担う東京オリンピック・パラリンピック対応WGを立ち上げ、東京大会の成功に向けて協力するため

に、前年度に引き続き、青木博通会員にWG長に就任いただき、東京オリンピック・パラリンピック対応WGを設置しておりますが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響からか、取材対応等は一度もありませんでした。

### **(3) 会員等交流の場としての「JPAAラウンジ」の活用**

昨年度に改修した弁理士会館1階の「JPAAラウンジ」の活用を促し、会議室の利用状況をオンラインで確認することを可能とするシステムの整備を検討すべく、下記を実施しました。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により弁理士会館1階JPAAラウンジの利用は予想通りとはなっていません。
- ・ 会議室のオンライン予約や状況確認については、弁理士会館2階改修で会議室が増えた以降に実現できるよう、次年度に申し送りしています。

### **(4) 弁理士法に基づく事務・事業への取組**

弁理士制度の円滑な施行及び適切な会務運営の実現を図るため、弁理士登録に関する事務や実務修習・継続研修等の研修事業をはじめ、弁理士法に基づいて日本弁理士会が実施する事務・事業にも継続して取り組んでいきます。

以 上